

# 民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱

平成25年4月26日府政防第386号決定

(総則)

第1条 民間防災対策支援モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、首都直下地震から帰宅困難者を守り、被害を最小化させるため、モデルとして、市区町村と帰宅困難者受入協定を締結する一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けの防災用品の備蓄費用を補助するとともに、当該一時滞在施設における帰宅困難者対策に係る調査を行い、一時滞在施設における帰宅困難者対策の推進を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 前条の目的を踏まえ、補助金の対象は、一時滞在施設における帰宅困難者向けの防災用品の備蓄（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(交付対象者及び補助率)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる地方公共団体（以下「都県」という。）とする。

- 一 埼玉県
- 二 千葉県
- 三 東京都
- 四 神奈川県

2 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内で、都県に対し、当該都県に所在する一時滞在施設における帰宅困難者向けの備蓄品の購入に要する額の3分の1の額を交付する。

3 前項の規定により交付を受けた都県は、予算の範囲内で、当該都県に所在する一時滞在施設に対し、当該一時滞在施設における帰宅困難者向けの備蓄品の購入に要する額の3分の1の額を交付する。

4 都県は、前項の規定により交付を受けた一時滞在施設に対し、帰宅困難者対策に係る調査及び分析を行う。なお、当該調査及び分析は国と協議の上、行うものとする。

(補助金の対象となる一時滞在施設)

第5条 補助金の対象となる一時滞在施設は、前条第一項各号に掲げる都県に所在

する大規模災害時に帰宅困難者を受け入れる民間法人等が所有する施設とし、次の各号の要件に該当するものに限る。

- 一 地方公共団体（市区町村）との間で帰宅困難者の受入のための協定を締結していること。
- 二 従業員向けの備蓄を完了していること。
- 三 事業継続計画（BCP）又は防災計画を策定していること。

（補助金の対象となる備蓄品）

第6条 補助金の対象となる備蓄品は、大規模災害時に一時滞在施設が帰宅困難者に供するものであって、次の各号に掲げるものとする。なお、帰宅困難者1人当たりの補助対象経費は9,000円（3日分）を上限とし、当該一時滞在施設において不足するものを補充するに限る。

- 一 水（9リットル）
- 二 食料（要援護者用も含む。）（9個）
- 三 簡易トイレ（要援護者用も含む。）（15個）
- 四 毛布又はブランケット（3枚又は3個）

（都県の補助金交付の申請）

第7条 都県は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出するものとする。

（補助金交付の決定）

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該申請内容を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、様式第2による交付決定通知書により都県に通知するものとする。

- 2 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 都県は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の補助金交付の決定通知書を受けた日から起算して10日以内に様式第3により、その理由書を添えて大臣に申し出るものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条 一時滞在施設は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4による申請書を都県に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第11条 都県は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂

行が困難となったときは、速やかに事故報告書を様式第5により大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた都県は、大臣が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行状況を様式第6により大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助金の交付の決定を受けた都県は、補助事業が完了（廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第7による報告書を大臣に提出し、補助事業の実績を報告しなければならない。

(交付決定の取消等)

第14条 大臣は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- 一 都県又は一時滞在施設が、適正化法、施行令又は本交付要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 都県又は一時滞在施設が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- 三 都県又は一時滞在施設が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認内容。）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8により都県に通知する。

(補助金の支払い)

第16条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 都県は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、一時滞在施設分を束ねて、様式第9による精算払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前項を踏まえ国の補助金の額を都県に支払った後、都県が当該都県の補助金の額を合計した金額を一時滞在施設に支払うものとする。

(備蓄品の管理)

第17条 一時滞在施設は、補助金の交付の目的に従って、善良な管理者の注意をもって、帰宅困難者向けの備蓄品と従業員向けの備蓄品を明確に区分し、適切に管理しなければならない。

(備蓄品の使用)

第18条 一時滞在施設は、帰宅困難者受入協定等に基づき、当該施設を開放し、当該施設の従業員又は当該施設に入居する事業者の従業員を除く、訪問者、利用者及び発災時に当該施設にいない外部の帰宅困難者に備蓄品を供するものとする。

2 前項の規定以外の用途に備蓄品を使用するときは、別途、大臣が特段問題ないと認めた場合に限る。

(帳簿等の整備)

第19条 補助金の交付の決定を受けた都県は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。帳簿等は補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業により帰宅困難者向けの備蓄品を購入した一時滞在施設は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。帳簿等は補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第20条 都県が大臣に提出する様式第1、第3、第5から第7まで及び第9に定める申請書等の書類は、正本一通及び副本一通とする。

附 則

この要綱は、平成25年〇月〇日から施行する。

(様式第1)

番 号  
年月日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 住所  
氏名 都県の名称及び知事の氏名 印

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付申請書

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| 1. 補助事業に要する金額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金の額      | 金 | 円 |

注：2の金額は、1の金額の3分の1の額を記入すること。（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）

【 添付書類 】

1. 都県別交付申請内訳表（別紙1）
2. 都県別一時滞在施設一覧表（別紙2）

## 都県別交付申請内訳表

## 【都県名】

①	補助金を受けようとする一時滞在施設数（総数）	社
---	------------------------	---

②	補助金を受けようとする一時滞在施設の帰宅困難者の受入可能人数（総数）	人
---	------------------------------------	---

③	補助金を受けようとする一時滞在施設における購入予定の備蓄品の総数				
		水	食料	簡易トイレ	毛布／ブランケット
	数量	個	個	個	個
	合計	円	円	円	円
	総合計	円			

注：③の補助金を受けようとする一時滞在施設における購入予定の備蓄品の総数は、下記の参考を踏まえ、1人当たりの備蓄品は上限金額である9,000円の範囲内で数量を記入すること。

## &lt;参考&gt;

## 1人当たりの備蓄品の単価、数量及び上限金額

品目	標準単価	3日分		合計（上限）
		数量	金額	
水（1.5リットル）	250円	6個	1,500円	9,000円
食料	200円	9個	1,800円	
簡易トイレ	200円	15個	3,000円	
毛布／ブランケット	900円	3個	2,700円	



(様式第2)

番 号  
年月日

都県知事 ○○ ○○ 宛て

内閣総理大臣 ○○ ○○

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付決定通知書

平成○○年○○月○○日付け第○号をもって申請のありました民間防災対策支援モデル事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条第1項の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成○○年○○月○○日付け第○号で申請のありました民間防災対策支援モデル事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円

3. （補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。
4. 補助金に係る消費税及び地方消費税は、交付要綱の定めるところにより、減額しております。

(様式第3)

番 号  
年月日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 住所  
氏名 都県の名称及び知事の氏名 印

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付申請取下げ書

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、上記補助金の交付申請の取下げについて下記のとおり申請します。

記

1. 申請の取下げ理由
2. 申請が補助事業に及ぼす影響

(様式第4)

番 号  
年月日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 住所  
氏名 都県の名称及び知事の氏名 印

民間防災対策支援モデル事業費補助金中止（廃止）申請書

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、上記補助金  
の中止（廃止）について下記のとおり申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響

(様式第5)

番 号  
年月日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 住所  
氏名 都県の名称及び知事の氏名 印

民間防災対策支援モデル事業費補助金事故報告書

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、上記補助金の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第6)

番 号  
年月日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 住所  
氏名 都県の名称及び知事の氏名 印

民間防災対策支援モデル事業費補助金状況報告書

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、上記補助金の状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助事業の収支概要

(様式第7)

番 号  
年月日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 住所  
氏名 都県の名称及び知事の氏名 印

民間防災対策支援モデル事業費補助金実績報告書

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、上記補助金の実績について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業に要した経費 金 円
2. 国庫必要額 金 円
3. 実施した補助事業
  - (1) 補助事業の内容
  - (2) 補助事業に係る調査、分析の内容
  - (3) 補助事業の効果

注：2の金額は、1の金額の3分の1の額を記入すること。（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）

注：3の実施した補助事業の内容は、別紙でも可。

(様式第8)

番 号  
年月日

都県知事 ○○ ○○ 殿

内閣総理大臣 ○○ ○○

民間防災対策支援モデル事業費補助金の額の確定等

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、上記補助金の額について確定しましたので下記のとおり通知します。

記

1. 補助金の確定額は、次のとおりとします。

補助金の確定額 金 円

2. 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の総額に3分の1を乗じて得た額で、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。

(様式第9)

番 号  
年月日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 住所  
氏名 都県の名称及び知事の氏名 印

民間防災対策支援モデル事業費補助金精算払請求書

民間防災対策支援モデル事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。